

女性創業応援メッセ実施業務委託仕様書

1 件名

女性創業応援メッセ実施業務委託

2 委託契約期間

委託契約を締結した日から令和3年2月28日まで

3 業務の内容

女性創業応援メッセの実施

ア 目的

県内女性創業者によるメッセ（見本市）を開催し、県内企業との交流の場を設け、創業者の新たなビジネス展開や創業予定者の円滑な創業等を促進する。

イ 実施時期

令和2年12月頃に1回開催

ウ 実施形式

オンラインを想定

エ 内容

- ・県内女性創業者によるプレゼンテーション
- ・県内女性創業者のビジネス展開等の促進に向けた県内企業とのマッチング
- ・県内女性創業者と県内企業、各支援機関等のブース出展
- ・県内女性創業者と県内企業、各支援機関等が参加する交流会の開催

オ 参加者数

100名程度

カ 参加費

無料

キ その他

- ・実施に当たっては、財団や関係機関と十分連携して実施すること。

4. 委託の範囲

(1) 事業の管理運営

- ・委託業務全体の管理運営
- ・関係機関との調整
- ・実施報告書の作成

(2) 女性創業応援メッセの実施

- ・プログラムの企画
- ・必要機材等の手配
- ・メッセの運営

(3) 上記(1)及び(2)の実施に付随する業務

- ・各事業の日程告知や参加申込等に係る窓口の整備

- 参加者募集用コンセプト
- 参加者募集
- 参加受付及び参加者名簿の管理
- 参加者等の創業状況等の把握及びフォローアップ（把握及びフォローアップの手法等については、適宜、委託者と相談のこと）

5. 業務の実施に係る留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後、すみやかにメッセの企画について財団と事前打合せを行うこと。
- (2) 受託者は(1)の後、速やかに、本委託業務の運営・管理の責任者を選任するとともに、本委託業務の実施体制及びスケジュールを作成し、財団の承認を受けること。
- (3) 受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱い十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (5) 委託事業終了後、実績報告書及び収支精算報告書を作成し、速やかに財団へ提出すること。

6. 参加者の募集

- (1) 参加者の募集は、受託者が山口県及び財団等の協力を得るとともに、広報媒体等を活用して主体的に実施すること。
なお、募集チラシ等の募集関係書類等の作成に当たっては、財団の承認を経たうえで、作成すること。
- (2) 申込みのあった参加希望者については原則として全員を参加させることとするが、著しく申込みが定員を上回った場合には、財団と協議の上、参加可否の決定を行うこと。

7. 委託料

受託業務に要する経費については、個々の経費の積み上げによる実費に消費税を加えた額とする。ただし、委託料の上限は、1,770,000円(税込)とする。

なお、個々の経費の積み上げによりがたい経費については、対象事業費の5%を限度に一般管理費として上記実費に算入することを認める。

8. 委託料の支払い

委託料については、原則として、全事業の終了後、検収した上で支払う。

なお、受託者からの申し出により前金払いが必要な場合は、委託料の1/2を上限に前金払いを行う。

9. 内容の変更

- (1) メッセの計画又は内容を変更しようとする場合又は中止しようとする場合は、

事前に財団理事長の承認を受けなければならない。

- (2) メッセ及びその付随業務ついて、遂行が困難になった場合は、速やかに財団に報告するとともに、その指示を受けなければならない。

10. その他

- (1) 業務の履行に当たり、この仕様書、契約及び財団の指示を遵守すること。
(2) その他不明な点は、双方の協議により決定する。

■ 業者選定条件

令和2年9月1日現在において「山口県業務委託に係る競争入札参加資格者名簿」に掲載されている業者。

上記仕様書の条件をもとに企画・見積のプレゼンテーションを行っていただき、見積額、企画内容、業務実施体制等を総合的に勘案して業者を決定。

プレゼンテーションの日程は後日、別途通知。

■ 提出書類

①企画書

②見積書（見積明細書を必ず添付すること）

③業務実施体制（主担当者不在時の連絡等）

※上記資料は、すべてPDFに変換して送付してください。なお、ファイル数が多い場合は、フォルダをLHA（LZH）又はZIPで圧縮しての提出も可能です。

■ 提出期限

令和2年9月15日(火) 17時必着

■ 提出先・問合せ先

（公財）やまぐち産業振興財団 松村

TEL 083-922-3700 FAX 083-921-2013 mtmr-t@ymg-ssz.jp

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう。